

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和3年1月14日(2021.1.14)

【公開番号】特開2020-13748(P2020-13748A)

【公開日】令和2年1月23日(2020.1.23)

【年通号数】公開・登録公報2020-003

【出願番号】特願2018-136695(P2018-136695)

【国際特許分類】

H 01 R 13/6581 (2011.01)

【F I】

H 01 R 13/6581

【手続補正書】

【提出日】令和2年11月24日(2020.11.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

<実施例1>

本発明の実施例1を図1～図18によって説明する。本実施例1のシールドコネクタ10は、自動車の高速通信用のコネクタであって、図3に示すように、回路基板90の表面上に取り付けられる。図1に示すように、シールドコネクタ10は、合成樹脂製の誘電体11と、導電金属製の内導体端子12と、合成樹脂製のハウジング13と、導電金属製の外導体端子14と、を備えている。外導体端子14は、外導体端子本体15と、外導体端子本体15とは別体(別部材)の蓋部材16とからなる。なお、以下の説明において、前後方向については、図示しない相手のコネクタと嵌合する面側である図3の右側を前側とし、上下方向については、回路基板90に載置される面側を下側とする。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0045

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0045】

また、外導体端子本体15Aは、天板部34Aの外面の後部に、幅方向に溝状の延びる第2係止受部49Aを有している。第2係止受部49Aの両端と各係止受部45Aの上端との間には、外導体端子本体15Aの後部両端の角部67が介在している。